

## 神奈川県地域公共交通事業者燃料高騰対応支援金交付要綱

制定 令和4年7月26日交企第1045号

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、通勤・通学や生活の移動手段として、地域生活や経済活動を支える役割を果たす乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格の高騰分の一部を支援し、もって、地域公共交通サービスを維持するため、予算の範囲内において支援金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(2) 乗合バス路線

法第4条の許可を受け、法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第3条の3第1号に定める路線定期運行を行う路線をいう。

(3) 空港連絡バス路線

省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号口の運賃を適用する路線で、主として駅ターミナルと空港間の輸送を目的に運行する乗合バス路線をいう。

(4) 定期観光バス路線

省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号イの運賃を適用する路線をいう。

(5) 高速バス路線

省令第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバス路線のうち、省令第10条第1項第1号口の運賃を適用する路線をいう。

なお、当該運賃の適用がない場合であっても、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項各号に規定する道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項若しくは第2項の規定により指定する道路を主として運行し、県域を跨ぐものについては、当該路線に含めるものとする。

(6) タクシー事業者

法第4条の許可を受け、法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営む者をいう。

#### (交付対象事業者)

**第3条** 支援金の交付対象は、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 別表1の1の項に定める乗合バス事業者又は別表2の1の項に定めるタクシー事業者であること。
- (2) 別表1の2の項、別表2の2の項に定める基準日時点において廃止又は休止しておらず、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること

#### (暴力団排除)

**第4条** 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、前条に規定する事業者が次の各号に該当する場合は、支援金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ支援金の交付を受けようとする事業者又は支援金の交付を受けた事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

#### (交付額)

**第5条** 支援金の交付額は、乗合バス事業者にあつては、別表1の2の項、タクシー事業者にあつては別表2の2の項のとおりとする。

#### (交付申請)

**第6条** 申請事業者は、神奈川県地域公共交通事業者燃料高騰対応支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に、別表1の3の項、別表2の3の項に定める添付資料を添えて、知事が定める期日までに申請を行わなければならない。

#### (交付決定)

**第7条** 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請事業者に通知するとともに、支援金を交付する。

#### (申請の取下等)

**第8条** 前条による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとする場合は、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

2 第6条の規定による申請に不備があり、又は必要な書類が提出されなかった場合で、申

請事業者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、必要な補正が行われなかった場合は、交付申請が辞退されたものとみなす。

3 前条の規定による交付決定を行った後に、申請の不備による支援金の振込不能等があり、このことについて、確認又は連絡に努めたにもかかわらず、当該振込不能の状態が一定期間継続した場合であって、これが申請事業者の責めに帰すべき事由によるときは、第1項による申請の取下げがあったものとみなす。

4 第1項及び前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定は、行われなかったものとみなす。

#### (交付決定の取消及び返還命令)

**第9条** 知事は、支援金の交付決定を受けた事業者が、次の各号に該当する場合、交付決定を取り消すとともに、既に支援金の交付を受けていた場合、その返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によることが明らかであること
- (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当すること

#### (状況報告及び調査)

**第10条** 知事が必要と認める場合、事業の実施状況について、随時、その報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うことができる。

#### (書類の整備等)

**第11条** 支援金の交付を受けた事業者は、支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

#### (その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 1 号・第 2 号、第 5 条、第 6 条) 乗合バス事業者

<p>1 交付対象事業者</p>	<p>県内に営業所を有し、乗合バス路線の運行を行う乗合バス事業者</p>
<p>2 交付額</p>	<p>令和 4 年 9 月 1 日 (基準日) 時点において、県内営業所に在籍し、軽油、ガソリン、LP ガスなどの化石燃料を使用する事業用自動車 (道路運送法第 5 条第 1 項又は第 15 条第 3 項の規定により国土交通大臣に許可申請又は届け出ているものをいう。) 1 両あたり 3 万 5 千円を交付する。</p> <p>ただし、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日の期間で「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」(令和 2 年 3 月 31 日付け国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長、整備課長事務連絡)により休車を行った車両、令和 4 年 4 月 2 日から 9 月 1 日までに老朽等による更新以外で増車を行った車両は除く。</p> <p>また、専ら次のバス路線の運行の用に供する車両は、支援金の交付対象外とする。</p> <p>ア 空港連絡バス路線 イ 定期観光バス路線 ウ 高速バス路線</p>
<p>3 添付書類</p>	<p>(1) 役員等氏名一覧表 (第 2 号様式) (2) 基準日時点における営業所ごとの申請車両が確認できる書類 (3) 振込先口座が確認できる資料 (預金通帳の写し等、金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人の記載があるもの) (4) その他知事が必要と認める書類</p>

別表2（第3条第1号・第2号、第5条、第6条）タクシー事業者

<p>1 交付対象事業者</p>	<p>県内に営業所（個人事業主においては住所）を有し、県内を営業区域としているタクシー事業者  ただし、ハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に規定するものをいう。）のみで営業する者は、支援金の交付対象外とする。</p>
<p>2 交付額</p>	<p>(1) 法人タクシー事業者  令和4年9月1日（基準日）時点において、県内営業所に在籍し、軽油、ガソリン、LPガスなどの化石燃料を使用する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるハイヤーを除く。）1両あたり1万2千円を交付する。  ただし、令和4年4月1日から令和4年9月1日の期間の中で、「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月19日付け国土交通省自動車局長通知）もしくは「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」（令和2年3月31日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡）により休車等を行った車両は除く。</p> <p>(2) 個人タクシー事業者  令和4年9月1日（基準日）時点において、軽油、ガソリン、LPガスなどの化石燃料を使用する、事業用自動車（1両）に対し、1万2千円を交付する。</p>
<p>3 添付書類</p>	<p>(1) 法人タクシー事業者  ア 役員等氏名一覧表（第2号様式）  イ 基準日時点における申請車両に係る自動車検査証（写し）  ウ 振込先口座が確認できる資料（預金通帳の写し等、金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人の記載があるもの）  エ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(2) 個人タクシー事業者  ア 基準日時点における自動車検査証（写し）  イ 振込先口座が確認できる資料（預金通帳の写し等、金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人の記載があるもの）  ウ 本人確認書類（運転免許証）の写し  エ 許可番号が確認できる書類の写し  オ その他知事が必要と認める書類</p>